東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例施行規則

平成 2 2 年 5 月 3 1 日 規則第 3 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介 護事業所条例(平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第 3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。 (利用の申込み)
- 第2条 条例第7条第1項の利用の申込みは、障害者自立支援法 (平成17年法律第123号)第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証を利用申込書に添付して条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出して行わなければならない。

(利用料金の減免)

- 第3条 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除(以下「利用料金の減免」という。)をすることができる場合は、次のとおりとする。
 - (1)条例第1条に規定する事業所(以下「事業所」という。)を 利用する者(条例第6条第1号に規定する者に限る。)又は事 業所を利用する者が属する世帯の生計を主として維持している 者が,災害,疾病等の理由により,利用料金を負担することが 困難と認められるとき。
 - (2) その他指定管理者が必要と認めるとき。
- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める書面の提出又は提示により指定管理者に申出をし、その承認を 受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認をしたときは、書面により、その旨を前項の申出をした者に通知するものとする。

(管理者による管理等)

第4条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に施設の管

理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「管理者」と、第3条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第4 条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「管理者」と、第3条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 第1項ただし書に規定する規定の施行の日に現に効力を有する この規則の規定により管理者がした承認,手続その他の行為及び 管理者に対してなされた申出,手続その他の行為は,同日以後は, この規則の規定により指定管理者がした承認,手続その他の行為 及び指定管理者に対してなされた申出,手続その他の行為とみな す。